

喜多方綾金工業団地



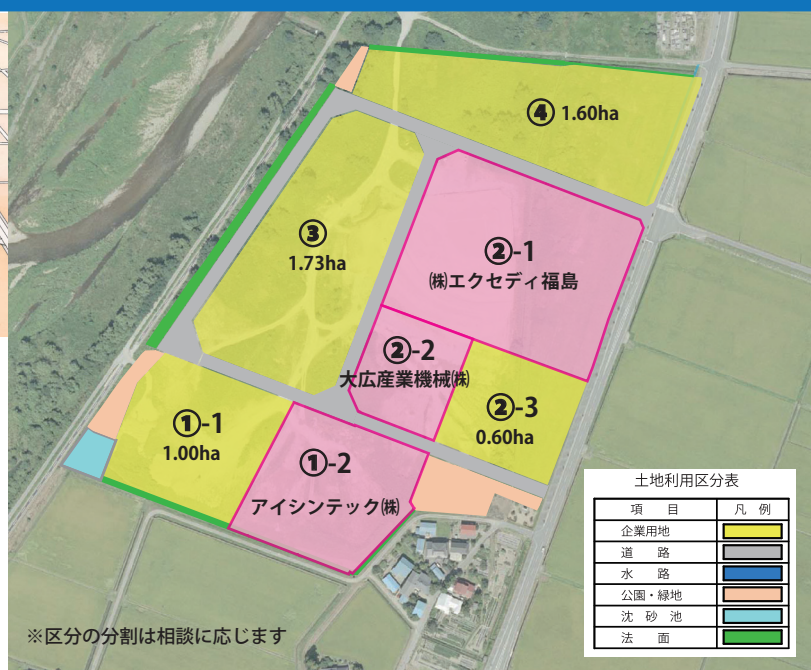
分譲受付中

分譲価格 **6,634円/㎡**

※区画の分割は相談に応じます。

※平場一律 6,634円/㎡、法面は一律 3,317円/㎡

引渡し時期 **契約締結後随時**



※区分の分割は相談に応じます

土地利用区分表	
項目	凡例
企業用地	黄色
道路	灰色
水路	青色
公園・緑地	緑色
沈砂池	水色
法面	緑色

- 事業主体 喜多方市
- 団地面積 100,414 ㎡
- 分譲面積 83,289 ㎡
- 所在地 福島県喜多方市豊川町米室字古開
- 地域 非線引都市計画区域、無指定／過疎
- 建蔽率／容積率 60％／200％
- 緑地等の規制 工場立地法に基づく
- 用水 市上水道、地下水利用可能
- 排水 企業内処理後河川排水
- 電力 普通高圧6.6kV(特別高圧は要相談)
- ガス プロパン、LNG
- 労働力 有効求人倍率 1.23倍(R4.2月)

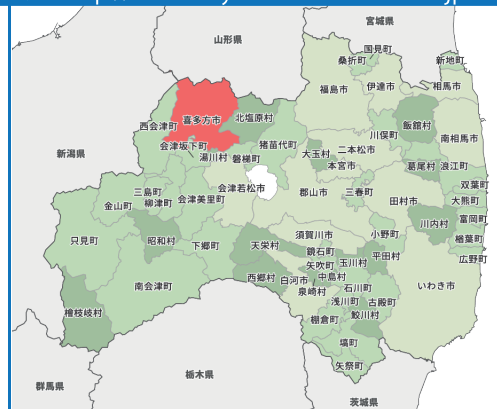
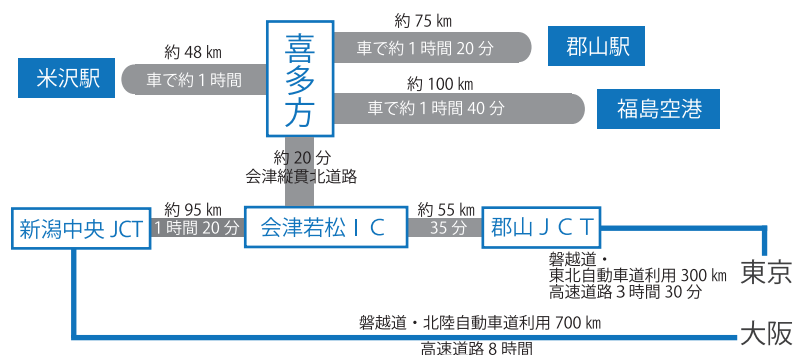
熱塩加納（あつしおかのう）工業団地



所在地	福島県喜多方市熱塩加納町加納字根岸山
面積	総面積5.6ha 分譲可能 1区画 4,949㎡
販売価格	3,400円/㎡
地域	過疎
用途地域	非線引都市計画区域、無指定
用水	市上水道、地下水利用可能
排水	単独処理後 公共下水道へ接続
交通	磐越道 会津若松IC 22km 30分

喜多方市へのアクセス

詳しくは、喜多方市のホームページをご覧ください。
ホームページ <http://www.city.kitakata.fukushima.jp>



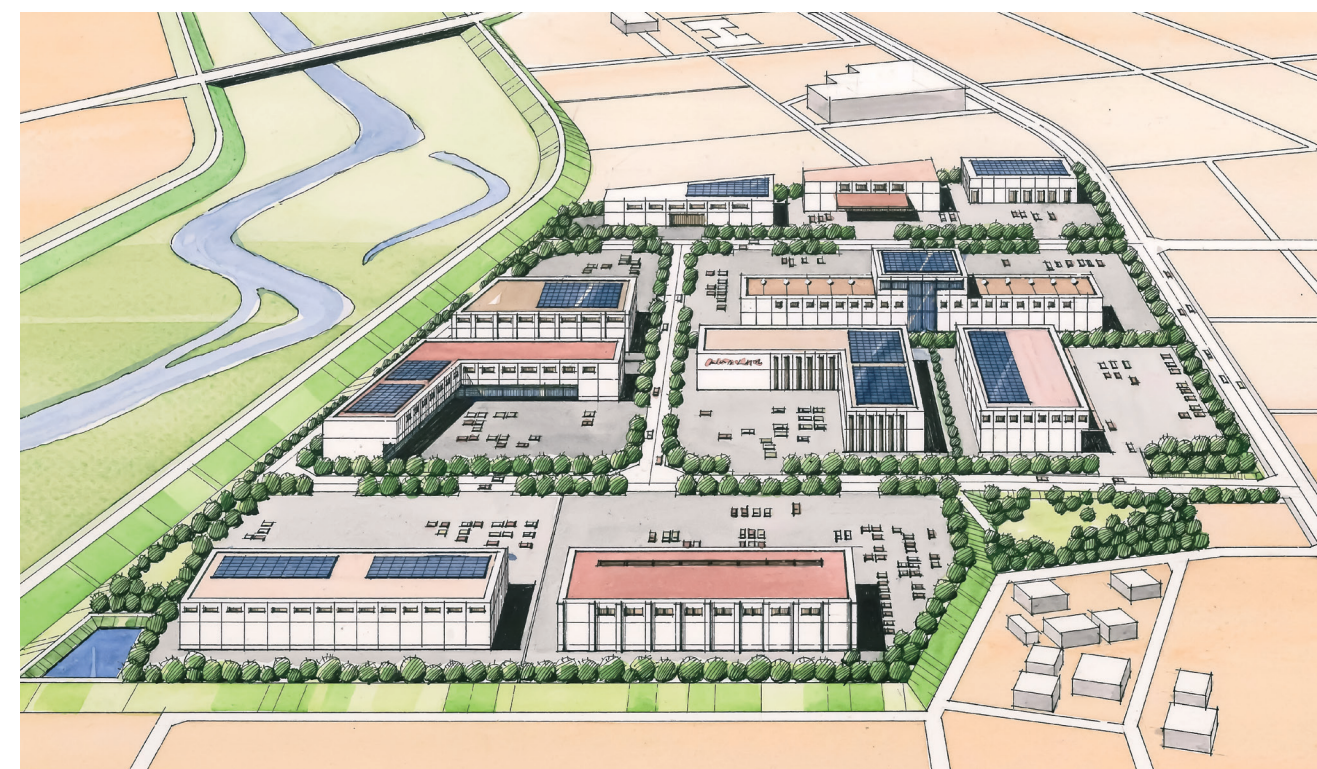
喜多方市産業部 商工課 企業立地・企業支援推進班

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2
☎ 0241-24-5247 Fax 0241-25-7073
email: syoukou@city.kitakata.fukushima.jp

2024年度版

喜多方市 工業振興支援制度・工業団地のご案内

～活力あふれる工業都市 喜多方～



喜多方市

工場を建てたい。設備を増設したい。

条例に基づく助成制度

1. 工場等設置助成金	工場等を設置、または製造用設備を取得した場合、設備投資額や雇用人数に応じて、助成金を交付します。
■対象業種 ■要件	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、道路貨物運送業、倉庫業など 次のア～ウの要件をすべて満たすこと ア 設備投資総額 5,000 万円以上、または用地取得面積 2,500 ㎡以上、または建築面積 500 ㎡以上のいずれかであること （ソフトウェア業などは、それぞれ 1,500 万円以上、1,250 ㎡以上、250 ㎡以上） イ 3 年以内に操業を開始すること（増設、移転は 1 年以内とする） ウ 市内に設置した工場等に、新たに 3 人以上を雇用（うち過半数は市内に住所を有すること）すること
■助成内容	設備投資総額の 20% 以内で、新規雇用人数に応じた次の区分により交付 ①3 ～ 19 人：1 人につき 200 万円 ②20 ～ 39 人：1 人につき 250 万円 ③40 人以上：1 億円
2. 雇用促進助成金	工場等を設置（取得）した場合、新規雇用者で市内に住所を有する人数に応じて、助成金を交付します。
■対象業種 ■要件 ■助成内容	工場等設置助成金の対象業種と同じ 工場等設置助成金の要件と同じで、引き続き 1 年以上雇用していること 市内に設置した工場等に、新たに雇用した市内に住所を有する人 1 人につき 20 万円以内、最大 1,000 万円を交付（一の工場の新設等につき 1 回のみ）
3. 環境整備事業	工場等を設置（取得）する企業の事業環境の整備を行います。
■対象業種 ■要件 ■助成内容	工場等設置助成金の対象業種と同じ 設備投資額 3 億円以上または用地取得面積 5,000 ㎡以上、20 人以上の新規雇用 道路、上下水道、排水路等の整備

税を優遇します

4. 税制優遇措置	工場等を設置（新設・増設）や生産設備に投資した場合、固定資産税を免除します。
■対象業種 ■要件 ■助成内容	製造業 取得価格 3,000 万円以上 固定資産税を 3 年間免除 このほか、地域未来投資促進法、過疎法による課税の免除制度（※1）や、中小企業等経営強化法による課税の特例（※2）もあります。
※1 詳しくは、総務部税務課固定資産税班（電話 0241-24-5218）にお問い合わせください。 ※2 詳しくは、産業部商工課にお問い合わせください。	

工場を移転したい。借りたい。

5. 移転企業等操業支援事業	製造業で工場を賃借し市外から市内に移転する企業等に対するの操業を支援します。
■対象企業 ①～③いずれかに該当	①市外から市内に新たに工場を賃借して移転し、操業する企業等 ②市内に新たに工場を賃借し、操業する企業等（市内外を問わず） ③業務拡張のため、市内に新たに工場を賃借して移転し、操業する企業等
■要件	次のア～ウの要件をすべて満たすこと ア 操業開始時に新たに3名以上を雇用すること（ICT事業者等は、新たに1名以上を雇用） イ 新規雇用者の過半数は市内居住者であること ウ 市内の工場を賃借して新たに操業すること
■助成内容	●工場等改修・設備補助金 対象企業等が行う工場等の改修や設備設置に対する補助 ア 補助対象 工場等の改修及び設備設置等に必要な経費額（修繕費、工事請負費等） イ 補助率 1/2以内（補助上限額120万円、1回のみ）（ICT事業者等は、50万円、1回のみ） ●工場等賃借補助金 対象企業等が行う工場の賃借に対する補助 ア 補助対象 工場等を賃借するのに必要な経費額（賃借料） イ 補助率 1/2以内（補助上限額月額 10万円、一年間）（ICT事業者等は、2.5万円、一年間）

販路を開拓したい。研究開発したい。

ものづくり企業等 6. 受注拡大・販路開拓支援事業	製造業の企業が戦略的に行う研究開発、受注拡大・販路開拓の取組みを支援します。
■対象経費 ■助成内容	市場調査費、営業活動経費、展示会等出展経費、専門家招へい経費、研究開発費、QC 活動経費など 対象経費の 1/2 以内 1 事業あたり最大 50 万円
ものづくり企業等 7. 展示会等出展支援事業	製造業の企業が受注拡大や販路開拓のため、市外（国外を除く）で開催される展示会・商談会等への出展等を支援します。
■対象経費 ■助成内容	出展料、送料、交通費等 対象経費の 1/2 以内 1 企業あたり年間最大 8 万円
ものづくり企業等 8. 人材育成・研修支援事業	市内ものづくり企業の経営革新または経営課題の解決や産業の技術力の向上、人材の育成を支援します。
■人材育成 ■研修支援	ものづくり企業が経営者または従業員の人材育成のため、国や地方公共団体、各種機関・団体等が主催する研修等を受講する場合に研修費用を支援します。 ものづくり企業が抱える経営、技術、財務、法律、知財等の課題を専門家の指導・助言を受けて解決する取組みを支援します。
■対象経費 ■助成内容	受講料等 対象経費の 1/2 以内 1 企業あたり年間最大 8 万円（人材育成においては 1 回 1 人あたり上限 4 万円）
ものづくり企業等 9. DX 推進補助金 ※新規事業	生産性の向上等を目的として DX を推進するために要する経費を支援します。
■対象経費 ■助成内容	機器等購入費、ソフトウェア購入費、委託外注費、使用料 対象経費の 1/2 以内 1 事業者あたり最大 30 万円

融資を受けたい。

10. 中小企業振興資金融資制度	低金利で借りやすい融資制度を設け、中小企業の資金繰りを支援します。
■融資内容	①セーフティネット枠 融資限度額 2,000 万円 融資期間 10 年以内（据置期間 2 年以内）年利率 2.0% 以下 ②一般枠 融資限度額 2,000 万円 融資期間 10 年以内 年利率 2.6% 以下 ③新規創業枠 融資限度額 800 万円 融資期間 10 年以内 年利率 2.7% ■信用保証料については、上限 100 万円まで市で補助します。 このほか、国・県でも低利な融資制度を設けていますので、詳しくは会津喜多方商工会議所（電話 0241-24-3131）、きたかた商工会（電話 0241-27-3202）、県庁 経営金融課（電話 024-521-7288）にお問い合わせください。

11. その他の支援について

各種支援を行っています。お気軽にご相談ください。

- 産学官連携
市と協力関係にある大学（福島大・会津大・山形大）や産業支援機関、商工会議所、商工会、金融機関などと連携して、企業の抱える経営・技術的な課題の解決や新産業・新分野への進出などを支援します。
- 産業活性化研修会
経営革新、技術開発、人材育成などを目的とした研修会や講演会、見学会などを開催します。
- ビジネスマッチング
展示会出展への補助やガイドブックなどにより市内企業の技術や製品を PR するなど取引機会の拡大を支援します。
- 情報発進・情報提供
市内製造業の保有する技術や製品を「こだわりものづくり企業データベース」に登録し、市のホームページで発信しています。工業用地や空き工場の情報も提供して、新規立地も支援します。国・県・市等の助成制度、補助制度や各種イベント、講演会の開催案内等の情報を「商工課メールマガジン」として随時お送りします。

12. 企業立地に対する優遇制度

ふくしま産業活性化企業立地促進補助金（県補助）

- 対象施設 工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター、データセンター等
- 対象経費 建設及び機械設備等の取得費、これらと合わせて実施する付帯工事費
- 補助率 投下固定資産額に応じた補助 5%～ 25% 補助上限額 5 億円